



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次

### ○ 告示

- 772 随意契約の相手方の決定 (情報システム課)
- 773 " ( " )
- 774 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請 (環境管理課)
- 775 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (NPO協働推進課)
- 776 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 ( " )
- 777 優良映画の推奨 (青少年課)
- 778 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課)
- 779 紀の川用水土地改良区の役員の就退任(農村計画課)
- 780 貴志川土地改良区の役員の就退任 ( " )
- 781 山田ダム土地改良区の定款及び定款附属書役員選任規程変更の認可 ( " )
- 782 紀の川用水土地改良区の定款及び定款附属書役員選任規程変更の認可 ( " )
- 783 貴志川土地改良区の定款及び定款附属書役員選任規程変更の認可 ( " )
- 784 保安林の指定予定の通知 (森林整備課)
- 785 " ( " )
- 786 道路の位置の指定 (都市政策課)

### ○ 選挙管理委員会告示

- 64 政治団体の設立の届出
- 65 政治団体の届出事項の異動の届出
- 66 政治団体の解散の届出
- 67 政治団体の収支報告書の要旨
- 68 資金管理団体の届出事項の異動の届出

### ○ 内水面漁場管理委員会指示

- 1 漁業法の規定によるコイの持ち出し及び放流等の禁止

### ○ 公告

- 争議行為を行う旨の通知 (労働企画課)
- 都市計画の案の縦覧の公告 (都市政策課)

## 告 示

### 和歌山県告示第772号

和歌山県きのくにe-ねっと管理運用支援委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌

山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成18年6月2日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
和歌山県きのくにe-ねっと管理運用支援委託業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県企画部IT推進局情報システム課  
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成18年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
西日本電信電話株式会社  
和歌山市一番丁5番地
- 5 随意契約に係る契約金額  
38,692,080円(うち消費税及び地方消費税の額1,842,480円)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
特例政令第10条第1項第2号に該当し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項の規定により随意契約する。

### 和歌山県告示第773号

和歌山県きのくにe-ねっと機器等一式の賃貸借契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成18年6月2日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
和歌山県きのくにe-ねっと機器等一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県企画部IT推進局情報システム課  
和歌山市小松原通一丁目1番地

- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成18年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
エヌ・ティ・ティ・リース株式会社  
大阪市中央区平野町2-3-7
- 5 随意契約に係る契約金額  
46,481,400円(うち消費税及び地方消費税の額2,213,400円)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
特例政令第10条第1項第2号に該当し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第774号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

平成18年6月2日

和歌山県知事 木村良樹

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

住所 和歌山県紀の川市桃山町調月1758番地の18

名称 社会福祉法人桃の木会

氏名 理事長 吉井清純

- (2) 工場又は事業場の所在地及び名称

所在地 和歌山県紀の川市桃山町調月1758番地の18

名称 知的障害者福祉工場マルワック

- (3) 特定施設に関する事項

別表1のとおり

- (4) 汚水等の処理施設に関する事項

別表2

区分	変更前	変更後
種類	洗濯廃水処理装置	洗濯廃水処理装置
能力	400m <sup>3</sup> /日	400m <sup>3</sup> /日
汚水等の処理方式	接触ばっき方式	接触ばっき方式
工事着手年月日	既設	許可後
工事完成年月日	既設	着手後20日
使用開始予定年月日	既設	完成後
使用時間間隔	0時～24時	0時～24時
1日当たりの使用時間	24時間	24時間

別表2のとおり  
(5) 排出水の汚染状態及び量

別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間

平成18年6月2日から平成18年6月23日まで

- (2) 場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び紀の川市役所

別表1

種類	第74号		
基数	1基		
能力	400m <sup>3</sup> /日		
工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	着手後20日		
使用開始予定年月日	完成後		
使用時間間隔	0時～24時		
1日当たりの使用時間	24時間		
使用の季節的変動	なし		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	通常	最大	
	pH	7～8	5.8～8.6
	BOD(mg/ℓ)	40	50
	COD(mg/ℓ)	40	50
	SS(mg/ℓ)	40	50
	n-Hex(mg/ℓ)	20	30
	T-N(mg/ℓ)	3	6
T-P(mg/ℓ)	2	4	
当該汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量(m <sup>3</sup> /日)	319	364	

使用の季節的変動 使用時における当該汚水等の処理施設による 処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常 の値及び最大の値	なし				なし			
	通常		最大		通常		最大	
	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
pH	8~9	7~8	8~10	5.8~8.6	8~9	7~8	8~10	5.8~8.6
BOD(mg/ℓ)	180	40	200	50	180	40	200	50
COD(mg/ℓ)	120	40	150	50	120	40	150	50
SS(mg/ℓ)	80	40	80	50	80	40	80	50
n-Hex(mg/ℓ)	30	20	50	30	30	20	50	30
T-N(mg/ℓ)	15	3	20	6	15	3	20	6
T-P(mg/ℓ)	8	2	10	4	8	2	10	4
当該汚水等の1日当たりの通常量及び最大 の量(m <sup>3</sup> /日)	185	185	210	210	319	319	364	364

別表3

区 分	変 更 前	変 更 後	
排 水 口 名	No.1	No.1	
排水量(m <sup>3</sup> /日)	通常	197.5	331.5
	最大	227	381
pH	通常	5.8~8.6	5.8~8.6
	最大	5.8~8.6	5.8~8.6
BOD(mg/ℓ)	通常	41	41
	最大	51	51
COD(mg/ℓ)	通常	41	41
	最大	51	51
SS(mg/ℓ)	通常	41	41
	最大	51	51
n-Hex(mg/ℓ)	通常	19	19
	最大	30	30
T-N(mg/ℓ)	通常	3	3
	最大	6	6
T-P(mg/ℓ)	通常	2	2
	最大	4	4

和歌山県告示第775号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成18年7月22日まで縦覧に供する。

平成18年6月2日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 申請年月日  
平成18年5月22日
- 2 名称

特定非営利活動法人和歌山アークラボ

- 3 代表者の氏名  
池田清吾
- 4 主たる事務所の所在地  
和歌山市松島592番地の6
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、「誰もが豊かな生活を営むことが出来る和歌山」の実現のために和歌山県民に対し、経済、芸術、人権、まちづくりに関する事業を行い、地域が持つ基盤を生かし、和歌山の発展に寄与する事を目的とする。

和歌山県告示第776号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成18年7月19日まで縦覧に供する。

平成18年6月2日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 申請年月日  
平成18年5月19日
- 2 名称  
特定非営利活動法人呆け老人をかかえる家族の会和歌山
- 3 代表者の氏名  
林千恵子
- 4 主たる事務所の所在地  
和歌山市岡山丁23番地
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、認知症の人やその介護者に対して、相談、援助、交流、情報提供に関する事業及び、介護サービス事業者に対してケアの質の向上に関する事業、また、社

会一般の人に対して認知症の理解と支援をもとめる啓発事業をおこない、高齢者や認知症の人とともにだれもが安心して暮らせる地域と社会づくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第777号

和歌山県青少年健全育成条例(昭和53年和歌山県条例第36号)第6条の規定により、優良映画として、次の映画を平成18年5月23日推奨した。

平成18年6月2日

和歌山県知事 木村良樹

1	推奨番号	平成18年-1
2	題名	海と夕日と彼女の涙 ～ストロベリーフィールズ～
3	上映時間	1時間32分
4	制作・脚本 監督等	監督・脚本 太田隆文
5	映画の内容	事故で死んだ3人の女子高生が幽霊になってこの世に舞い戻る、タイムリミットは48時間。誰にも見えない彼女たちを唯一見ることができたのは、友達のいない同級生・夏美だった。夏美の協力で、最後の思い出を作ろうとする3人。 しかし、そんな彼女たちの前に死の世界に再び連れ戻す死神が現れる。 仲の良くない4人が、幽霊の存在を信じない大人たちと彼女たちを連れ去ろうとする死神と戦いながら友情を築き始める。 夏の眩しい日差しの中で奇跡が起きる、友情をはじめて知ることができた4人の一生の思い出は、まるで奇跡のようだった。
6	備考	田辺観光協会内ストロベリーフィールズ実行委員会推薦

和歌山県告示第778号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)附則第5条第1項(法附則第5条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法附則第5条第4項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成18年6月2日

和歌山県知事 木村良樹

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ホームセンターコーナン岩出店  
和歌山県岩出市中島715番地 外27筆
- 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
コーナン商事株式会社  
代表取締役 疋田耕造  
大阪府堺市西区鳳東町4丁401番地1
- 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 5,103㎡

(変更後) 7,810㎡

(2) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位置	収容台数
建物北南側・東側(縦覧図書別添現況平面図)	350台

(変更後)

位置	収容台数
建物北南側・東側(縦覧図書別添増床後平面図)	318台

(3) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

位置	収容台数
建物正面南側(縦覧図書別添現況平面図)	40台

(変更後)

位置	収容台数
建物正面南側(縦覧図書別添増床後平面図)	50台

(4) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

位置	面積
建物南側西端(縦覧図書別添現況平面図 荷さばき施設①)	79.4㎡
既設倉庫北側(縦覧図書別添現況平面図 荷さばき施設②)	169.0㎡
合計	284.4㎡

(変更後)

位置	面積
建物南側西端(縦覧図書別添増床後平面図 荷さばき施設①)	79.4㎡
既設倉庫北側(縦覧図書別添増床後平面図 荷さばき施設②)	169.0㎡
建物北側(縦覧図書別添増床後平面図 荷さばき施設③)	65.8㎡
合計	314.2㎡

(5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)

位 置	容 量
建物南側西端(縦覧図書別添現況平面図 廃棄物保管施設①)	13.2m <sup>3</sup>
既設倉庫東側(縦覧図書別添現況平面図 廃棄物保管施設②)	13.2m <sup>3</sup>
合 計	26.4m <sup>3</sup>

(変更後)

位 置	容 量
建物南側西端(縦覧図書別添増床後平面図 廃棄物保管施設①)	13.2m <sup>3</sup>
既設倉庫東側(縦覧図書別添増床後平面図 廃棄物保管施設②)	13.2m <sup>3</sup>
建物北側(縦覧図書別添増床後平面図 廃棄物保管施設③)	25.0m <sup>3</sup>
合 計	51.4m <sup>3</sup>

(6) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻9時、閉店時刻20時

(変更後) 開店時刻7時、閉店時刻21時

(7) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 8時30分から20時30分まで

(変更後) 6時30分から21時30分まで

(8) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 7時から20時まで

(変更後) 6時から21時まで

4 変更年月日

平成19年1月12日

5 変更した理由

顧客ニーズに応えるため

6 届出年月日

平成18年5月12日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

那賀振興局産業振興部産業総務課(和歌山県岩出市高塚209)

岩出市役所農林経済課(和歌山県岩出市西野209)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成18年6月2日から平成18年10月2日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第779号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、紀の川用水土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成18年6月2日

和歌山県知事 木村良樹

1 就任した役員

職名	氏 名	住 所
理事	辻本賢三	橋本市恋野2189番地
理事	水林賢策	橋本市隅田町中島494番地
理事	山本裕昭	橋本市隅田町垂井408番地の2
理事	井上健	橋本市妻二丁目3番19号
理事	笠原聖	橋本市柏原278番地
理事	尾花康利	橋本市清水758番地
理事	上西悟	伊都郡九度山町大字九度山1637番地
理事	小林重信	橋本市高野口町伏原361番地
理事	丸山勲	橋本市高野口町応其239番地
理事	寺本忠行	橋本市高野口町名古屋207番地
理事	池田榮宏	橋本市高野口町大野1124番地
理事	森田敏一	伊都郡かつらぎ町大字西飯降50番地の1
理事	小島晃司	伊都郡かつらぎ町大字大藪324番地
理事	向井博之	伊都郡かつらぎ町大字佐野1193番地の1
理事	亀岡宏行	伊都郡かつらぎ町大字笠田中441番地
理事	中谷義弘	紀の川市平野985番地
理事	亀井國男	紀の川市名手市場1466番地
理事	居垣和男	紀の川市江川中274番地
理事	畠光志	紀の川市馬宿1017番地2
理事	木下裕司	紀の川市上丹生谷748番地
理事	鈴木登土彦	紀の川市別所99番地
理事	神藤正行	紀の川市北長田256番地
理事	山本成好	紀の川市東野333番地
理事	児玉幸夫	紀の川市藤井89番地
理事	上野富一	紀の川市北大井303番地
理事	城口博明	紀の川市神領242番地1
理事	根来公士	紀の川市東三谷112番地
理事	堂本和夫	紀の川市東大井248番地
理事	吉川均	紀の川市重行124番地
理事	藤原芳光	紀の川市北勢田115番地
理事	大谷泰秋	岩出市根来893番地
理事	田村友一	岩出市西安上169番地
理事	中谷克義	岩出市野上野524番地
理事	今井英夫	和歌山市山口西440番地
理事	舟木榮	紀の川市東野154番地1
監事	川瀬勇一郎	橋本市高野口町伏原991番地
監事	園田育久	紀の川市馬宿342番地3
監事	西洋	岩出市堀口141番地

2 退任した役員

職名	氏 名	住 所
理事	辻本賢三	橋本市恋野2189番地

理事	水林賢策	橋本市隅田町中島494番地
理事	山本裕昭	橋本市隅田町垂井408番地の2
理事	東毅	橋本市妻二丁目3番4号
理事	笠原聖	橋本市柏原278番地
理事	尾花康利	橋本市清水758番地
理事	上西悟	伊都郡九度山町大字九度山1637番地
理事	岡本善和	橋本市高野口町伏原1145番地
理事	杉村弥太郎	橋本市高野口町名古曾786番地
理事	寺本秀男	橋本市高野口町名古曾1405番地の2
理事	太田美登	橋本市高野口町大野122番地の1
理事	森田敏一	伊都郡かつらぎ町大字西飯降50番地の1
理事	小山恵司	伊都郡かつらぎ町大字大谷1073番地
理事	山中竹治	伊都郡かつらぎ町大字笠田東1299番地
理事	木村俊彌	伊都郡かつらぎ町大字窪168番地の2
理事	中谷義弘	紀の川市平野985番地
理事	中川浩	紀の川市名手市場1349番地の2
理事	森下博文	紀の川市江川中14番地
理事	園田育久	紀の川市馬宿342番地3
理事	木下裕司	紀の川市上丹生谷748番地
理事	橋信行	紀の川市北長田561番地
理事	神藤正行	紀の川市北長田256番地
理事	山本成好	紀の川市東野333番地
理事	森下恒行	紀の川市粉河4737番地
理事	高橋弘佳	紀の川市北大井546番地
理事	上田康晴	紀の川市東山田59番地
理事	根末公士	紀の川市東三谷112番地
理事	高橋治雄	紀の川市広野26番地
理事	上野友義	紀の川市池田新203番地
理事	藤原芳光	紀の川市北勢田115番地
理事	大谷泰秋	岩出市根来893番地
理事	田村友一	岩出市西安上169番地
理事	中谷克義	岩出市野上野524番地
理事	鎌田憲治	和歌山市上黒谷348番地
理事	舟木榮	紀の川市東野154番地1
監事	山本義文	橋本市高野口町小田194番地
監事	池田宏	伊都郡かつらぎ町大字佐野243番地の1
監事	坂上勇	紀の川市神領209番地

和歌山県告示第780号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、貴志川土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成18年6月2日

和歌山県知事 木村良樹

1 就任した役員		
職名	氏名	住所
理事	前田佳胤	紀の川市貴志川町前田569番地
理事	堀内克己	紀の川市貴志川町神戸787番地5
理事	松浦猛	紀の川市貴志川町神戸752番地
理事	佐本安清	紀の川市貴志川町井ノ口81番地
理事	山田三郎	紀の川市貴志川町北14番地2
理事	松本哲茂	紀の川市貴志川町北1312番地
理事	山本哲男	紀の川市貴志川町丸栖606番地
理事	南清和	紀の川市貴志川町丸栖1642番地
理事	谷口遼	紀の川市貴志川町丸栖1624番地
理事	井沼憲彦	紀の川市桃山町調月1330番地
理事	野中晋	紀の川市桃山町調月1127番地
理事	大面重視	紀の川市桃山町調月2206番地
監事	田村善雄	紀の川市貴志川町丸栖10番地
監事	山田虎彦	紀の川市貴志川町北692番地
監事	山本崇吉	紀の川市貴志川町丸栖568番地
監事	山下廣晃	紀の川市桃山町調月1875番地
2 退任した役員		
職名	氏名	住所
理事	前田佳胤	紀の川市貴志川町前田569番地
理事	堀内克己	紀の川市貴志川町神戸787番地5
理事	松浦猛	紀の川市貴志川町神戸752番地
理事	佐本安清	紀の川市貴志川町井ノ口81番地
理事	山田三郎	紀の川市貴志川町北14番地2
理事	松本哲茂	紀の川市貴志川町北1312番地
理事	中川恒雄	紀の川市貴志川町丸栖553番地の1
理事	南清和	紀の川市貴志川町丸栖1642番地
理事	田村壽男	紀の川市貴志川町丸栖409番地
理事	井沼憲彦	紀の川市桃山町調月1330番地
理事	野中晋	紀の川市桃山町調月1127番地
理事	稲垣正幸	紀の川市桃山町調月2205番地
監事	田村善雄	紀の川市貴志川町丸栖10番地
監事	山田虎彦	紀の川市貴志川町北692番地
監事	宮井彰宏	紀の川市貴志川町丸栖855番地の1
監事	山下廣晃	紀の川市桃山町調月1875番地

和歌山県告示第781号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、山田ダム土地改良区の定款及び定款附属書役員選任規程変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成18年6月2日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第782号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定

により、紀の川用水土地改良区の定款及び定款附属書役員選任規程変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成18年6月2日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第783号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、貴志川土地改良区の定款及び定款附属書役員選任規程変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成18年6月2日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第784号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成18年6月2日

和歌山県知事 木村良樹

1 保安林予定森林の所在場所 海草郡紀美野町長谷宮字柳生谷1062の1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び海草振興局並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第785号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成18年6月2日

和歌山県知事 木村良樹

1 保安林予定森林の所在場所 西牟婁郡すさみ町太間川字茂谷824の1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第786号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年6月2日

和歌山県知事 木村良樹

Table with 6 columns: 指定番号, 指定位置, 申請者所名, 指定年月日, 道幅員(メートル), 道延長(メートル). Rows include details for road designations in various locations like 紀の川市後田 and 和歌山市鳴神.

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第64号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年6月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
メイセイ会	前田雄三	射場達矢	西牟婁郡上富田町岡1350-1	平成18.4.17	政治団体	
福田ゆずる後援会	濱野耕一郎	福田みさゑ	新宮市井の沢3-2	平成18.4.19	政治団体	
かつらぎ町をよくする会	稲本憲道	村田敏樹	伊都郡かつらぎ町笠田東73	平成18.4.21	政治団体	
木村良樹後援会岩出支部	中芝正幸	池浦義人	岩出市船戸230-1	平成18.4.28	政治団体	

和歌山県選挙管理委員会告示第65号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により政治団体の届出事項の異動の届出があったものは、

次のとおりである。

平成18年6月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
古谷寿高後援会	会計責任者	上裕昇	二沢繁信	平成18.3.20	政治団体	
那賀医師連盟	名称	那賀医師連盟	那賀郡医師連盟	平成18.4.3	政治団体	
	会計責任者	山口敏朗	林恒司			
自由民主党和歌山県土地改良支部	主たる事務所の所在地	日高郡日高町萩原547-1	有田郡有田川町尾中269-6	平成18.4.7	政党の支部	
	会計責任者	辻村博明	上西延子			
自由民主党和歌山県医療会	代表者	柏井洋臣	岡久雄	平成18.4.19	政党の支部	
和歌山県医師連盟	代表者	柏井洋臣	岡久雄	平成18.4.19	政治団体	
東牟婁郡医師連盟	代表者	生馬敏行	漁野諒	平成18.5.8	政治団体	
	会計責任者	清水寛	木下欣也			

和歌山県選挙管理委員会告示第66号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により解散の届出があった政治団体は、次のとおりである。

平成18年6月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	届出年月日
東健児後援会	楠見雅信	平成18.3.1	平成18.3.10

西芳男と共に新生田辺市を創る会	谷峯正美	平成18.3.15	平成18.3.16
古谷寿高後援会	上裕昇	平成18.3.20	平成18.3.20
高橋敏彦後援会	高橋敏彦	平成18.3.30	平成18.3.31
中田儀明後援会	中田儀明	平成18.3.30	平成18.4.6
竹中一恵後援会	小池舘夫	平成18.4.14	平成18.4.14



中嶋武士後援会	田津原昌俊	平成 17.11.7	平成 18.5.8
---------	-------	---------------	--------------

和歌山県選挙管理委員会告示第67号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書の提出があったので、同法第20第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成18年6月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山 本 恒 男

政治団体の収支報告書(平成16年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名		高橋敏彦後援会	竹中一恵後援会
報告年月日		平成18年3月31日	平成18年4月14日
資金管理団体の届出をした者の氏名		高橋敏彦	
資金管理団体の届出に係る公職の種類		打田町議会議員	
1 収入総額		171,000	9,253
ア 前年繰越額		0	9,253
イ 本年収入額		171,000	0
2 支出総額		171,000	9,253
3 収 入 の 内 訳	ア 個人の党費・会費 (人)		
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計	171,000 171,000	
	(a) 個人分 (うち特定寄附)	171,000	
	(b) 法人その他の団体分		
	(c) 政治団体分		
	(イの寄附のうちあつせん によるもの)		
	(イ) 政党匿名寄附		
	ウ 機関紙誌の発行その他の 事業による収入		
エ 借入金			
オ 本部又は支部から供与さ れた交付金に係る収入			
カ その他の収入			
4 支 出 の 内 訳	ア 経常経費	171,000	9,253
	(ア) 人件費		
	(イ) 光熱水費		9,253
	(ウ) 備品・消耗品費		
	(エ) 事務所費	171,000	
	イ 政治活動費		
(ア) 組織活動費			
(イ) 選挙関係費			
(ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費			
(a) 機関紙誌の 発行事業費			
(b) 宣伝事業費			
(c) 政治資金パーティー 開催事業費			
(d) その他の事業費			
(エ) 調査研究費			
(オ) 寄附・交付金			
(カ) その他の経費			
5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を 別に掲載)			

政治団体の収支報告書(平成17年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	東健児後援会	西芳男と共に新生田辺市を創る会	古谷寿高後援会	高橋敏彦後援会
報告年月日	平成18年3月10日	平成18年3月16日	平成18年3月20日	平成18年3月31日
資金管理団体の届出をした者の氏名				高橋敏彦
資金管理団体の届出に係る公職の種類				打田町議会議員
1 収入総額	68,764	1,000,000	0	0
ア 前年繰越額	8,764	0	0	0
イ 本年収入額	60,000	1,000,000	0	0
2 支出総額	64,650	996,104	0	0
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)			
	イ 寄附 (ア)(イ)を除く寄附の合計	60,000	1,000,000	
	(a) 個人分 (うち特定寄附)	60,000	1,000,000	
	(b) 法人その他の団体分			
	(c) 政治団体分			
	(イの寄附のうちあっせんによるもの)			
	(イ) 政党匿名寄附			
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入			
	エ 借入金			
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入			
カ その他の収入				
4 支出の内訳	ア 経常経費		996,104	
	(ア) 人件費			
	(イ) 光熱水費		20,237	
	(ウ) 備品・消耗品費			
	(エ) 事務所費		975,867	
	イ 政治活動費	64,650		
	(ア) 組織活動費	64,650		
	(イ) 選挙関係費			
	(ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費			
	(a) 機関紙誌の 発行事業費			
(b) 宣伝事業費				
(c) 政治資金パーティー 開催事業費				
(d) その他の事業費				
(エ) 調査研究費				
(オ) 寄附・交付金				
(カ) その他の経費				
5 資産等の状況				
(*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)				

政治団体の収支報告書(平成17年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名		中田儀明後援会	竹中一恵後援会	中嶋武士後援会	
報告年月日		平成18年2月2日	平成18年4月14日	平成18年5月8日	
資金管理団体の届出をした者の氏名					
資金管理団体の届出に係る公職の種類					
1 収入総額		0	0	3,910	
ア 前年繰越額		0	0	3,910	
イ 本年収入額		0	0	0	
2 支出総額		0	0	0	
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)				
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イ)の寄附のうちあつせんによるもの				
	(イ) 政党匿名寄附				
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入				
	エ 借入金				
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入				
	カ その他の収入				
	4 支出の内訳	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費			
	イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費				
	5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)				

政治団体の収支報告書(平成18年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	東健児後援会	西芳男と共に新生田辺市を創る会	古谷寿高後援会	高橋敏彦後援会
報告年月日	平成18年3月10日	平成18年3月16日	平成18年3月20日	平成18年3月31日
資金管理団体の届出をした者の氏名				高橋敏彦
資金管理団体の届出に係る公職の種類				打田町議会議員
1 収入総額	26,550	3,896	0	0
ア 前年繰越額	4,114	3,896	0	0
イ 本年収入額	22,436	0	0	0
2 支出総額	26,550	3,896	0	0
3 収入の内訳				
ア 個人の党費・会費 (人)				
イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計	22,436			
(a) 個人分 (うち特定寄附)	22,436			
(b) 法人その他の団体分				
(c) 政治団体分				
(イの寄附のうちあつせん によるもの)				
(イ) 政党匿名寄附				
ウ 機関紙誌の発行その他の 事業による収入				
エ 借入金				
オ 本部又は支部から供与さ れた交付金に係る収入				
カ その他の収入				
4 支出の内訳				
ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費				
イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の 発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費	26,550 26,550	3,896		
5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を 別に掲載)				

政治団体の収支報告書(平成18年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	中田儀明後援会	竹中一恵後援会	
報告年月日	平成18年4月6日	平成18年4月14日	
資金管理団体の届出をした者の氏名			
資金管理団体の届出に係る公職の種類			
1 収入総額	0	0	
ア 前年繰越額	0	0	
イ 本年収入額	0	0	
2 支出総額	0	0	
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)		
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イの寄附のうちあつせんによるもの)		
	(イ) 政党匿名寄附		
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入		
	エ 借入金		
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入		
	カ その他の収入		
	4 支出の内訳	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費	
		イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費	
5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)			

和歌山県選挙管理委員会告示第68号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった

ので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年6月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
小山清	岩出市議会議員	清新グループ	公職の種類	岩出市議会議員	岩出町議会議員	平成18.4.6
田畑昭二	岩出市議会議員	たばた昭二後援会	公職の種類	岩出市議会議員	岩出町議会議員	平成18.4.12
中芝正幸	岩出市長	なかしば正幸後援会	公職の種類	岩出市長	岩出町長	平成18.4.18
玉田隆紀	岩出市議会議員	玉田たかのり後援会	公職の種類	岩出市議会議員	岩出町議会議員	平成18.4.19

内水面漁場管理委員会指示

和歌山県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び第130条第4項の規定により、コイ(マゴイ、ニシキゴイ)の持ち出し及び放流等に関して次のとおり指示する。

平成18年6月2日

和歌山県内水面漁場管理委員会会長 奥野恒太郎

1 指示の内容

(1) 持ち出し等の禁止

ア コイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると認められたコイが確認された県内公共内水面及びこれと接続一体を成す水面(以下「当該水域」という。)においては、和歌山県内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出し他の水域に放流してはならない。

イ 知事は、当該水域の範囲について速やかに公表するものとする。

(2) 放流等の制限

当該水域にコイを放流する場合は、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のことを遵守すること。

ア PCR検査によりそのコイ群がコイヘルペスウイルス陰性であることを確認すること。

イ 生死を問わず、公共内水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

(3) (1) 及び (2) の規定は、採捕したコイを同一水系に放流する場合は適用しない。

2 指示期間

平成18年6月2日から平成19年6月1日まで

公 告

公 告

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定に基づき、日本赤十字社和歌山医療センター労働組合執行委員長重栖満紀子から平成18年5月25日、次のとおり医療事業に関する事件につき争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

平成18年6月2日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 事件 労働条件改善等に関する諸要求
- 2 日時 平成18年6月7日午前零時から本件の完全解決に至るまでの期間
- 3 場所 日本赤十字社和歌山医療センター全職場
- 4 争議行為の概要 あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成18年6月2日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 都市計画の種類及び名称  
和歌山都市計画道路(3・4・21号六十谷手平線)
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
変更する部分  
和歌山県和歌山市六十谷手中沼  
字佃田  
字狐塚  
字野上
- 3 都市計画の案の縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課  
和歌山市都市計画部都市計画総務課

4 縦覧期間

平成18年6月5日から平成18年6月19日まで